

総社市告示第82号

総社市難聴児補聴器購入費等助成金交付要綱（平成22年総社市告示第13号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月24日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後					改 正 前				
別表（第4条関係）					別表（第4条関係）				
種 目	種 類	1台当たりの 基準価格（円）	基準価格に含まれ るもの	耐用 年数	種 目	種 類	1台当たりの 基準価格（円）	基準価格に含まれ るもの	耐用 年数
補聴器	軽度・中等度難聴用 ポケット型	50,600	① 補聴器本体 （電池を含む。） ② イヤモールド 注1) イヤモールド を必要としない 場合は、基準価 格から9,000円 を除く。 注2) 乳幼児用の場 合は、基準価格 に4,500円を加 算できる。	略	補聴器	軽度・中等度難聴用 ポケット型	50,600	① 補聴器本体 （電池を含む。） ② <u>フック, チュー ズ</u> ③ イヤモールド 注1) イヤモールド を必要としない 場合は、基準価 格から9,000円 を除く。 注2) 乳幼児の場合 は基準価格に 4,500円を加算 できる。	略
	軽度・中等度難聴用 耳かけ型	52,900			軽度・中等度難聴用 耳かけ型	52,900			
	高度難聴用ポケッ ト型	50,600			高度難聴用ポケッ ト型	50,600			
	高度難聴用耳かけ 型	52,900			高度難聴用耳かけ 型	52,900			
	重度難聴用ポケッ ト型	64,800			重度難聴用ポケッ ト型	64,800			
	重度難聴用耳かけ 型	76,300			重度難聴用耳かけ 型	76,300			
	略				略				

改正後				改正前			
	骨導式眼鏡型	127,200	① 補聴器本体 (電池を含む。) ② 平面レンズ		骨導式眼鏡型	127,200	① 補聴器本体 (電池を含む。) ② 平面レンズ
	骨導式カチューシャ型	180,000	① 補聴器本体 (電池を含む。)				
	軟骨伝導補聴器	175,000					
略				略			
備考 補聴器のうち、骨導式カチューシャ型及び軟骨伝導補聴器は、対象児の障がいの現症や生活環境その他真にやむを得ない事情により、他の補聴器では対応できない場合に限り、対象とする。							

附 則

この告示は、令和4年7月1日から施行する。